

令和4年度平戸市社会福祉協議会 介護職員初任者研修 支援要綱

1. 目的

急速に進行する少子高齢化社会の到来により、福祉サービスの充実及び必要性は年々高まるばかりです。訪問介護員等介護に従事する方々の育成は急務であります。今回の介護職員初任者研修課程では、介護職としての知識や技術を習得し、平戸市と松浦市に居住し、平戸市内で従事しているひとり親家庭の安定した雇用を目指すための就労支援のために開催する。

2. 主 催 社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会

3. 共 催 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

4. 支援対象 ひとり親家庭で平戸市又は、松浦市に在住し、平戸市内で介護職として今後従事が期待できる者で以下の方で、かつ、受講開始までに長崎県ひとり親家庭等自立促進センターに支援登録ができる方。

5. 支援内容 受講料及びテキスト代は、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターが負担します。受講者は受講料を一旦、主催者へ振込み、研修終了後に主催者が返金いたします。
※受講を途中で取りやめた方は対象になりません。

6. 日 程 令和4年10月25日（火）～令和5年2月2日（木）までの間（講義、レポート、演習、実習）で実施。
※詳しい日程は、別紙の「日程表」をご参照下さい。

7. 開催場所 平戸市社会福祉センター
〒859-5121 長崎県平戸市岩の上町1466番地
(TEL 0950-22-2180)

8. 募集人員 若干名

9. 服 装 軽装でご参加下さい。

10. 受講の決定

支援が決定した者には、受講支援決定通知書を送付する。

(定員等により支援ができない場合は、受講支援不決定通知を送付する。)

1 1. 受講の確認

受講者には、次のいずれかの書類を初任者研修初日に持参し、受講者本人の確認を行います。確認が行われない場合は、受講を取り消す場合があります。

- ①児童扶養手当受給者証
- ②母子・父子福祉医療受給者証
- ③戸籍謄本・戸籍抄本もしくは住民票

1 2. 受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消す場合があります。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるもの
- (2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反したもの
- (3) 虚偽または不正な手段により、受講の申し込みを行ったもの

1 7. 参加申込及び問い合わせ

参加を希望する方は、別紙参加申込書に必要事項記入の上、下記申込先へ令和4年10月14日(金)までに、郵送・FAX(着信確認)電子メール(着信確認)にてお申込ください。

開催要綱・日程表・参加申込書等は、YELLながさきホームページよりダウンロードできます。

(<https://www.yell-nagasaki.jp>)

【申込先】

〒852-8108

長崎市川口町13番1号 長崎西洋館中2階

長崎県人材活躍支援センター内

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター宛

TEL:095-813-0800 FAX:095-848-1122

E-mail: yell@nagasaki-shi-boshikai.jp